

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
生産施設の面積の合計		㎡	㎡	

備考

- 1 施設番号には、セー１からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第８条第１項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第７条第１項、法第８条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区別し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。